

雇用調整助成金について (9月30日まで、特例拡充・申請簡素化しています！)

雇用調整助成金とは … 景気の後退等の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

■ **緊急対応期間** 令和2年4月1日～9月30日

■ **支給対象事業主**

- 雇用保険適用事業主
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高・生産量等が前年同期に比べ5%以上低下
- 「労使間の協定」に基づき休業等を実施している

■ **対象労働者** ○雇用保険被保険者（パート等の被保険者でない労働者も含む）

■ **支給限度日数** ○（4/1～9/30の間の休業日数）＋（100日/1年、150日/3年）

■ **受給できる額** ○休業等を実施した場合の休業手当に助成率を乗じた額
助成率…中小企業 4/5（解雇等を行わない場合 10/10）
大企業 2/3（解雇等を行わない場合 3/4）
※労働者1人1日当たりの上限 15,000円

■ **支給までの流れ**

- ①コロナの影響を受ける。売上等が1か月5%以上減少する。
- ②休業に関する「労使間の協定」を締結
- ③休業を実施
- ④支給申請（休業期間終了後2か月以内に申請。対象期間の初日が5月31日以前の休業については、8月31日が申請期限。）
↓
（労働局は申請後1か月程度での支給を目標としている）
支給(不支給)

必要書類

小規模事業者 ※従業員が概ね20人以下の事業所	<ul style="list-style-type: none">・支給申請書・休業実績一覧表・支給要件確認申立書・添付書類…売上が分かる書類(売上簿や収入簿、レジの月次集計など)、出勤簿やタイムカードの写し、賃金台帳や給与明細の写し、通帳等のコピー
中小企業・大企業	<ul style="list-style-type: none">・事業活動の状況に関する申出書(売上減等の状況)・休業協定書(代表者と労働者との休業に関する協定)・助成金支給申請書・助成額算定書・休業実績一覧表・支給要件確認申立書・添付書類…労働者名簿および役員名簿、労働者代表選任書、売上が分かる書類(売上簿や収入簿、レジの月次集計など)、出勤簿やタイムカードの写し、賃金台帳や給与明細の写し

※上記のほか、必要に応じて、労働局より資料提出の要請があります。

※令和2年6月12日の特例措置により、助成金の「上限引き上げ」と「助成率の拡充」が令和2年4月1日に遡って適用されます。既に支給申請済みの事業主に対しては、手続き不要で追加支給されます。

相談窓口 鹿児島商工会議所 産業振興部 産業振興課 TEL:099-225-9540

申請先 鹿児島労働局 職業対策課 TEL:099-219-8713